

緊急地方道路整備事業の新たな運用と制度の充実

提案・要望先 国土交通省

提案・要望の要旨

道路の整備効果を早期に発揮し、地域の自主性を活かした総合的道路整備を実現するため、緊急地方道路整備事業の制度を拡充すること。

現状と問題点

【現状】

道路は、最も基本的な社会基盤として、国の制度により整備されています。各種地域課題の解決のための道路整備は、一定地域内の道路ネットワークを面的に整備することにより大きな効果を生む事例も多く、道路整備を面的に取り組むための制度が望まれています。

分権型社会に向けての地域づくりを進める中で、地域の課題解決のための道路整備をいかに効率的に進めるかについての検討に取り組んでいます。

特に、今後30年間に40%の確率で発生が予測されている南海地震の被害想定では、本県の中土佐町市街地等沿岸の多くの集落において、ほぼ全域で津波による浸水被害が懸念されており、避難するための面的な対応策の検討が行われています。

【問題点】

緊急地方道路整備事業は、地方の創意・工夫を活かした個性的な地域づくりの推進に大きく寄与していますが、一定のルールに基づく道路整備にその用途を限定していることから、地域の面的整備等への弾力的な運用が困難です。

これまでの取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

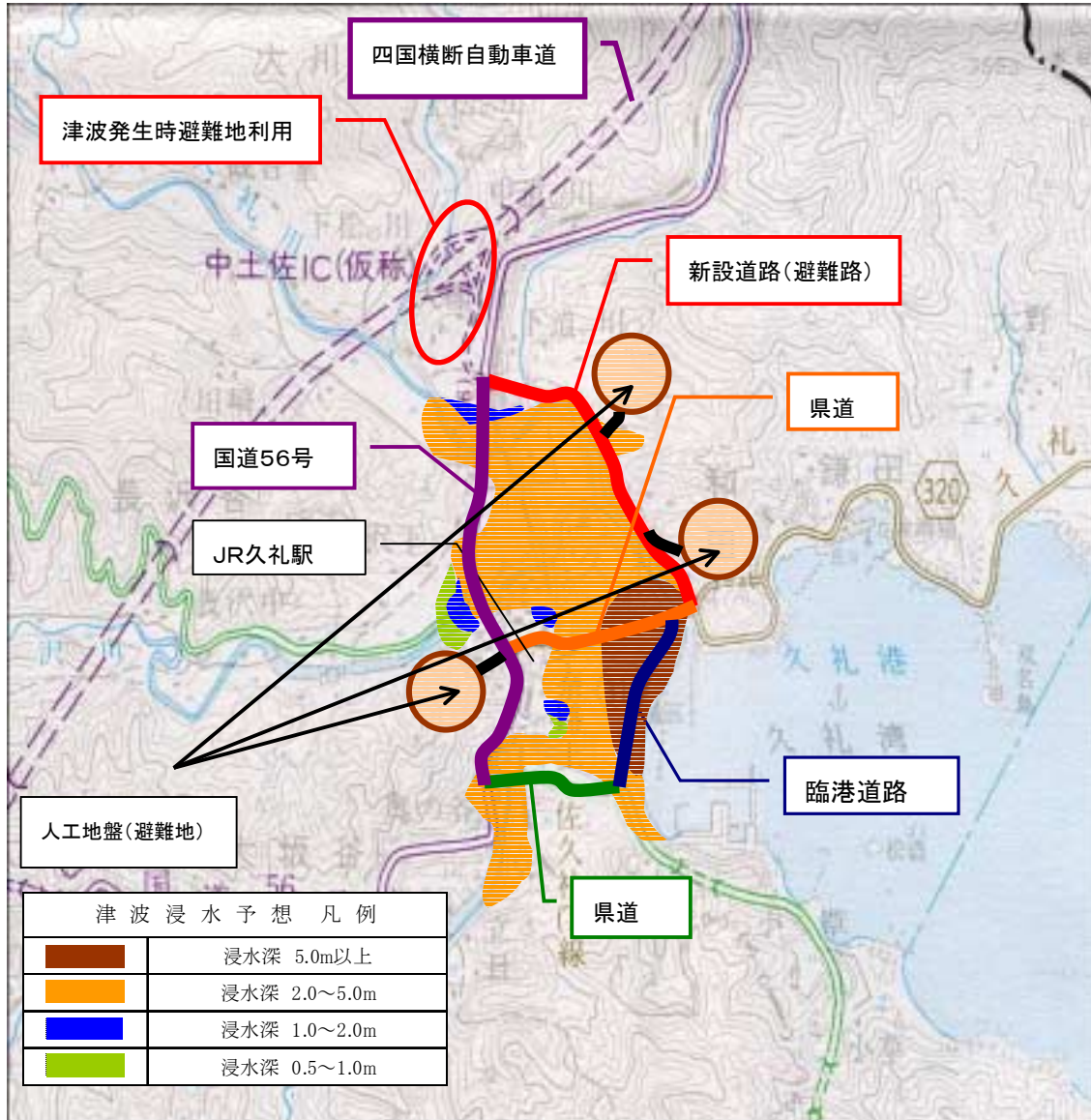
本県では、地域の一体的整備に有効な緊急地方道路整備事業の運用拡大の可能性を視野に入れ、特に、南海地震対策については重要課題として位置付け、地震後5～30分以内に到達する津波から避難を完了させるために必要な基盤整備の検討を始めています。

【今後の課題】

来る南海地震に対応する道路整備をはじめ、地域の総合整備を効率的に推進するため、緊急地方道路整備事業の制度拡充を図り、国費による道路整備と地方費による地域の自主性を活かした基盤整備の一体施行を可能とすることが、課題です。

提案・要望の具体的内容、参考図表等

緊急地方道路整備事業においては、国費による新設避難路整備により、ミニ環状道路を形成し避難活動の円滑化を図るとともに、県費による避難地の造成、接続道路の整備を実施し、一体化した基盤整備を行う。

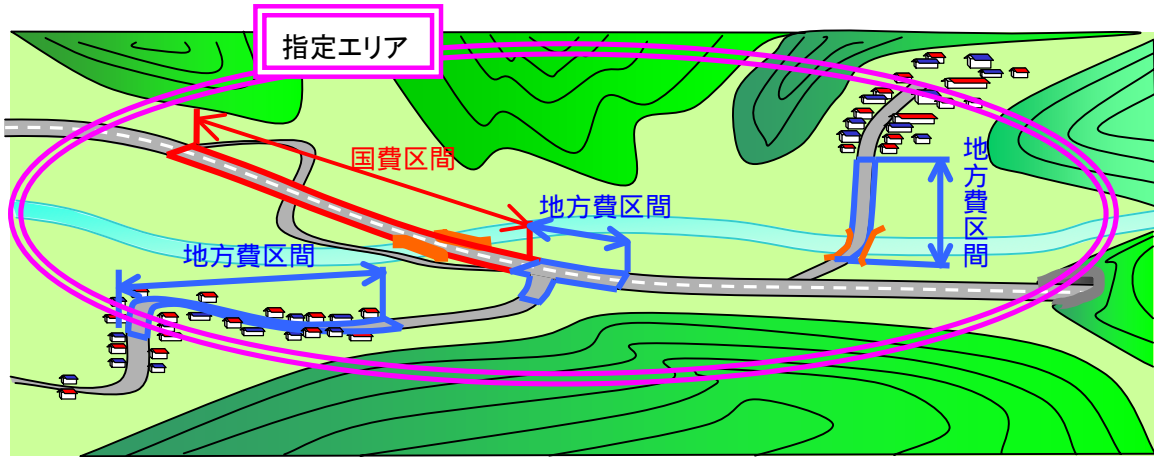


【本件に関する連絡先】

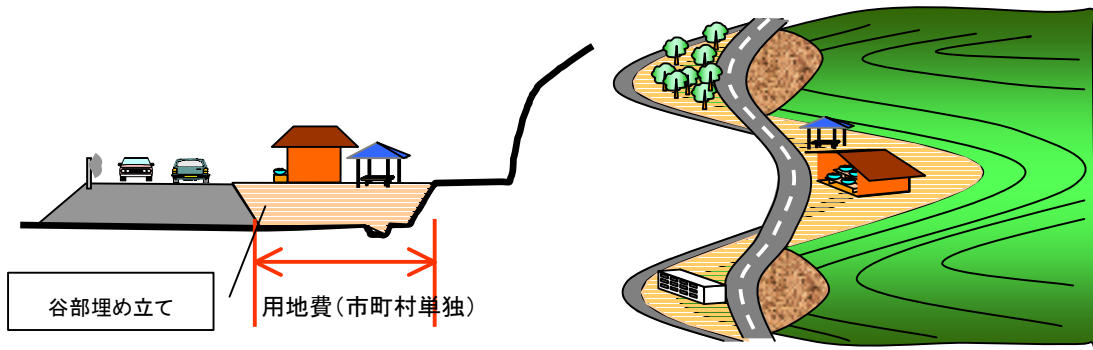
	高知県土木部道路計画課	高知県東京事務所
所在地	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	〒100-0013 千代田区霞が関3-3-1 尚友会館1階
T E L	088-823-9834	03-3501-5541
F A X	088-823-9232	03-3501-5545
E -mail	170701@ken.pref.kochi.lg.jp	120102@ken.pref.kochi.lg.jp
担当者 職・氏名	道路計画課長 森部 慎之助 企画班長 濱田 耕二	主幹 黒岩 章

提案・要望の具体的内容、参考図表等

国費施工区間と連続した区間や指定エリア内で点在する区間での道路改良



新設道路と現道間の嵩上げを一体施行し、休憩施設等を整備



新設道路の整備と合わせて、ミニ区画整理的な地域の面的整備を実施

